

IBM Sterling B2B Services – File Transfer Service

ご利用条件 (以下、「ToU」といいます。) は、本「IBM ご利用条件 – SaaS 特定オフリング条件」 (以下、「SaaS 特定オフリング条件」といいます。)、および以下の Web サイトでご覧いただける「IBM ご利用条件 – 一般条件」 (以下、「一般条件」といいます。) という表題の文書で構成されています

(URL:<http://www.ibm.com/software/sla/sladb.nsf/sla/tou-gen-terms/>)。

「ToU」は、「IBM パスポート・アドバンテージのご契約条件」、「IBM パスポート・アドバンテージ・エクスプレスのご契約条件」、または「IBM SaaS 特定オフリングのご契約条件」 (以下、「本契約」といいます。) に追加されるものであり、「ToU」と併せて完全な合意として成立します。「一般条件」とこれらの「SaaS 特定オフリング条件」の間に相違がある場合、「SaaS 特定オフリング条件」が「一般条件」に優先するものとします。

お客様はあらかじめ、「ご利用条件」に同意する場合に限って、「IBM SaaS」を利用することができます。

「IBM SaaS」の注文、そのアクセスまたは利用により、お客様は「ToU」に同意したものとみなされます。これらの「SaaS 特定オフリング条件」を提示された後で「同意する」ボタンをクリックすることにより、お客様は「一般条件」にも同意したものとみなされます。

お客様に代わって「ToU」に同意する場合には、お客様に「ToU」を遵守させる全権限を有していることを表明および保証するものとします。「ToU」に同意しない場合、またはお客様に「ToU」を遵守させる全権限を有していない場合には、いかなる方法でも、「IBM SaaS」を利用してはならず、「IBM SaaS」において提供されるいかなる機能に関与することもできません。

第 1 章 – IBM 条件

1. IBM SaaS

以下の「IBM SaaS」オフリングは、これらの「SaaS 特定オフリング条件」の対象です。

- IBM Sterling B2B Services – File Transfer Service File Encryption
- IBM Sterling B2B Services File Transfer Service File Compression
- IBM Sterling B2B Services File Transfer Service Extended Data Retention
- IBM Sterling B2B Services File Transfer Service Partner Support
- IBM Sterling B2B Services File Transfer Service Processing
- IBM Sterling B2B Services File Transfer Service

2. 定義

「ご利用条件」で定義されていない用語は、「本契約」の定義によります。この「ご利用条件」において、「プログラム」は適用される「本契約」で使用されている「プログラム」を含み、「取引文書」は「IBM SaaS 見積書」を含みます。

「ゲスト・ユーザー」とは、お客様とのデータ交換のために「IBM SaaS」にアクセスすること、またはお客様に代わって「IBM SaaS」を利用することをお客様が許可した「IBM SaaS ユーザー」をいいます。

「メールボックス」とは、お客様に割り当てられ、お客様が電子データの送受信および保存のために利用できる、保護された専用の電子的ストレージ・スペースをいいます。

「パートナー」とは、お客様と取引関係のある組織的な団体をいいます。

3. 課金単位

3.1 課金単位

「IBM SaaS」は、以下の課金単位に従って販売されます。

「エンティティ ID」は、「IBM SaaS」を取得する際の課金単位です。「エンティティ ID」は固有の ID であり、「IBM SaaS」内における「SaaS」環境においては別の用語 (カスタマー ID、パートナー ID、サプライヤー ID、ベンダー ID または EDI ID を含みますがこれらに限られません。) として言及される

場合があります。お客様の「証書 (PoE)」または「取引文書」に定める課金期間中に、「IBM SaaS」に含まれる「エンティティ ID」の総数をカバーするのに十分な使用許諾を取得する必要があります。

「ファイル」は、「IBM SaaS」を取得する際の課金単位です。「ファイル」は、特定の名前でバンドルされた 1 つまたはそれ以上のデータ、情報、またはプログラム・レコードと定義されます。お客様は、「証書 (PoE)」または「取引文書」に定める課金期間中に「IBM SaaS」が処理する「ファイル」の総数をカバーするのに十分な使用許諾を取得する必要があります。

IBM Sterling Web Forms、IBM Sterling Supplier Portal、IBM Sterling Supply Chain Visibility Vendor Compliance、および IBM Sterling B2B Services については、「エンティティ ID」は、取引組織に与えられる固有の ID です。当該取引組織の組織構造には関わりません。

「ギガバイト」は、「IBM SaaS」を取得する際の課金単位です。「ギガバイト」とは、2 の 30 乗バイトのデータとして定義されます (1,073,741,824 バイト)。お客様は、「証書 (PoE)」または「取引文書」に定める課金期間中に「IBM SaaS」が処理する「ギガバイト」の総数をカバーするのに十分な使用許諾を取得する必要があります。

4. 料金および課金

4.1.1 セットアップ

セットアップ料金は、(a) 「取引文書」に含まれた特定のパーツ番号か、または (b) IBM とお客様との間で別途締結するプロフェッショナル・サービス契約が適用されるカスタマイズされた作業指示書に含まれる料金のいずれかになります。「セットアップ・サービス」は、場合に応じて、お客様が所有もしくは管理する場所、または IBM の所在地に対してのみ提供されます。

4.1.2 課金オプション

「IBM SaaS」に対する支払金額は、「取引文書」に明記されます。「IBM SaaS」サブスクリプション料金の課金オプションは、以下のとおりです。

- a. 全額前払い
- b. 毎月払い (後払い)
- c. 毎四半期払い (前払い)
- d. 年払い (前払い)

選択した課金オプションは、「PoE」または「取引文書」に定める期間に対して有効です。請求サイクルに応じた支払額は、年間サブスクリプション料金および 1 年間の請求サイクル数を基本に計算されます。

4.2 1 か月に満たない期間の料金

1 か月に満たない期間の料金は、日割計算によりお客様に請求されます。1 か月に満たない期間の料金は、IBM がお客様に対して「IBM SaaS」へのアクセスが可能になったことを通知した日から開始し、その月の残りの日数に基づき計算されます。

4.3 超過料金

お客様の「IBM SaaS」の実際の利用が、「PoE」または「取引文書」に定める使用許諾範囲を超えた場合には、お客様は「PoE」または「取引文書」に定める超過率に従い、その超過分についても請求されます。

4.4 オンデマンド

オンデマンド・オプションは、お客様がオンデマンド・オプションを採用した月に請求され、「取引文書」の定めに従って支払われるものとします。

5. アカウントの作成およびアクセス

お客様は、「IBM SaaS ユーザー」が各自のアカウントの ID およびパスワードを保護し、「IBM SaaS ユーザー・アカウント」にアクセスできる者またはお客様に代わり「IBM SaaS」を利用できる者を管理するよう適切な措置を講じる責任を負うものとします。

6. トレードアップ

特定の「IBM SaaS」オファリングを置き換える別の「IBM SaaS」オファリングを、割引料金で取得できる場合があります。IBM が、置き換えられた「IBM SaaS」オファリングに対するアクセスをお客様に提供した場合、お客様は、IBM が元の「IBM SaaS」オファリングに対するお客様の利用を終了させることに同意するものとします。

7. 「サブスクリプション期間」の更新

7.1 「サブスクリプション期間」の自動更新

お客様の「PoE」が、サブスクリプションの更新について、自動更新と定めている場合、お客様は、有効期間満了日前までに書面による更新許可（例えば、注文書、注文レター、発注書）により、期間満了となる「IBM SaaS」の「サブスクリプション期間」を「本契約」の条項に従って更新することができます。

IBM が有効期間満了日までにお客様から当該許可を受領していない場合、期間満了となる「IBM SaaS」の「サブスクリプション期間」は、1年間または当該更新前の期間と同じ期間のいずれかの期間で自動的に更新されるものとします。ただし、IBM が、個々の状況に応じて、直接またはお客様のリセラー経由で、お客様が更新を希望しない旨の通知を有効期間満了日まで書面で受領した場合はこの限りではありません。それ以外の場合には、お客様は当該更新料金を支払うことに同意するものとします。

7.2 請求の継続

お客様の「PoE」が、サブスクリプションの更新について、「サブスクリプション期間」の終了以降にも継続的に請求されると定めている場合、お客様は引き続き「IBM SaaS」に対するアクセス権を有するものとし、「IBM SaaS」の利用に対して継続的に請求が行われます。「IBM SaaS」の利用を中断し、継続的な請求プロセスを停止するためには、お客様は、90日前までに、IBM に「IBM SaaS」の解約を要請する通知を書面で行わなければなりません。お客様の「IBM SaaS」へのアクセスの解約により、お客様には解約が効力を生じる月内の未処理のアクセス料金が請求されます。

7.3 お客様の更新必要

お客様の「PoE」が、サブスクリプションの更新について、終了すると定めている場合、「IBM SaaS」オファリングは、初回の「サブスクリプション期間」の末日に更新されないものとします。お客様は、初回の「サブスクリプション期間」の終了後にも「IBM SaaS」の利用を継続するためには、「IBM SaaS」の新規のサブスクリプションを取得する必要があります。「IBM SaaS」の新規のサブスクリプションを取得する場合、IBM 営業担当員またはお客様のリセラーにお問い合わせ下さい。

8. テクニカル・サポート

「サブスクリプション期間」中、「IBM SaaS」オファリングに対するテクニカル・サポートが提供されます。「テクニカル・サポート」は、「IBM SaaS」に含まれ、個別のオファリングとしては提供されません。

「テクニカル・サポート」の情報は、以下の Web サイトで閲覧可能です。

<http://pic.dhe.ibm.com/infocenter/sb2bsvcs/v1r0/index.jsp>

9. 「IBM SaaS」オファリング固有の条件

「取引文書」に従って、IBM は、「IBM SaaS」の計画、構築、および実装のために必要なソリューション・リソースを提供します。これには以下のフェーズが含まれます。

- a. 「サービス設計フェーズ」は、事業および技術に関する環境を設計します。IBM は、お客様の現在の環境を評価しますが、これには、これまでに作成されたアーキテクチャー文書に加えて、ハードウェア・システム、通信、アプリケーション・インターフェースの初回セットアップのために収集された追加要件、および「パートナー」の要件の審査が含まれます。
- b. 「サービス・プロビジョニング・フェーズ」では、お客様の既存の取引パートナー・コミュニティ（すなわち、「エンティティ ID」）を「IBM SaaS」に移行します。「取引文書」に従って、IBM は以下を行います。

- (1) お客様と IBM 間の接続を構築します。
 - (2) お客様の「パートナー」と IBM 間の接続を構築します。
 - (3) IBM のテスト計画に従って、接続テストを実行します。
 - (4) お客様と協力して、お客様の「パートナー」コミュニティの実装を管理します。
- c. 「運用フェーズ」では、IBM は、「IBM SaaS」の日々の運用を管理します。IBM は、お客様の「ファイル」転送インフラストラクチャーに関連するハードウェアおよびソフトウェアを格納する施設を運用および管理します。これには、保護された環境内の機器、通信、およびアプリケーションが含まれます。

必要な場合は、IBM とお客様の間で別途締結するプロフェッショナル・サービス契約が適用されるカスタマイズされた作業指示書に含まれる料金に従って、追加的なリモート・サービスの料金が請求されます。

お客様は、テスト期間、移行、および転換に関わる間、事業の継続、および「パートナー」コミュニティに対する見込みを維持する責任を負います。

お客様または「IBM SaaS ユーザー」が、「IBM SaaS」にリンクされた、または「IBM SaaS」からアクセス可能な、第三者の Web サイトまたはその他のサービスに「コンテンツ」を送信する場合、お客様および「IBM ユーザー」は「コンテンツ」の当該送信を可能にするすべての同意を IBM に提供します。ただし、かかるやりとりは、お客様および第三者の Web サイトまたは他のサービスの間でのみ行われます。IBM は、かかる第三者のサイトまたはサービスに対し、いかなる保証または表明もするものではありません。また、これらに対するいかなる責任も負いません。

「IBM SaaS」に、お客様（またはお客様が指定する第三者）が IBM のソフトウェア・アプリケーションを構成できるようにするユーザー出口が含まれており、お客様（またはお客様が指定する第三者）がユーザー出口を利用した場合、IBM は、それに由来する構成（以下、「お客様固有の拡張」といいます。）に対して責任を負いません。また、「お客様固有の拡張」は「IBM SaaS」には含まれません。

IBM は、(a) お客様による「IBM SaaS」の利用に関する匿名のデータ、総計のデータおよび要約のデータを蓄積して分析し、(b) 報告書、研究論文、分析、ならびに前記の蓄積および分析の結果によるその他の研究物（以下、総称して「蓄積データ」といいます。）を作成する場合があります。IBM は、「蓄積データ」に対するすべての権利を保持するものとします。

IBM は、IBM 製品のテストおよびその品質の向上を唯一の目的として、お客様のデータを「IBM SaaS」環境内の非実稼働サーバーにコピーする場合があります。

IBM は、お客様、お客様のエンタープライズ、およびお客様の「パートナー」により、それらの間で行われた製品またはサービスの提案および販売（以下、「商取引」といいます。）に関連するいかなる事象に対しても一切責任を負いません。これは、こうした「商取引」が、「IBM SaaS」の結果として、かかる企業により、またはかかる企業間で、伝達されたかどうかに関わりません。

お客様の「ゲスト・ユーザー」は、「IBM SaaS」へのアクセスおよびその利用のために、IBM が提供するオンラインでの同意を要求される場合があります。お客様は、次のような「ゲスト・ユーザー」に対する責任を負いますが、これらに限られません。a) 「ゲスト・ユーザー」による「IBM SaaS」に関連するあらゆる請求、b) 「ゲスト・ユーザー」が支払義務を負う料金、または c) 「ゲスト・ユーザー」による「IBM SaaS」の誤用。

「IBM SaaS」には、お客様とおお客様の「パートナー」間のデータの送受信が含まれます。IBM は、「IBM SaaS」の提供に目的を限定して、または適用法もしくは法的手続きにより要求される場合には、お客様またはお客様の「パートナー」の所在する国以外でデータを転送または保存することができます。

別紙 A に別段の定めがない限り、IBM は、遡って 14 日以内のデータを保存し、ブラウザーベースの表示ツールにより、オンライン表示を可能にします。14 日が経過した後、データは削除されます。データの抽出が必要な以下のプロトコルについては、データは 5 日間、抽出可能です。FTP、SFTP、FTPS、および OFTP2。

「IBM SaaS」にはいかなる時点においても、お客様からまたはお客様に代わって受領した医療費請求情報またはその他の医療情報の、非標準のフォーマット（または非標準のデータ・コンテンツ）から標準的

な要素またはトランザクションへの処理 (または処理の促進)、あるいはその逆の処理または処理の促進は含まれません。

「IBM SaaS」では、第三者のシステムまたはネットワーク (インターネットおよびその他「相互接続サービス」などをいい、IBM はそれらの管理を行わず、またそれらに対する責任を負いません。) を介するか、またはそれらとの間で双方向で、カスタマー ID およびパスワードを含む「コンテンツ」が転送される場合があります。IBM は、「IBM SaaS」環境に流入する「コンテンツ」が「コンテンツ」の送信者により機密として扱われたこと、また「IBM SaaS」環境から送信される「コンテンツ」が受信者により機密として扱われることについて、いかなる表明および保証もするものではありません。したがって、お客様は、「IBM SaaS」環境において、および IBM やその他第三者のネットワーク (「相互接続サービス」のすべてを含みます。) を介して転送される間、「コンテンツ」を読み取り不可または解読不能にすることを希望する場合は、「コンテンツ」を暗号化する必要があります。お客様は、IBM およびその他第三者のネットワークを介して「コンテンツ」を送信するために自らが使用するプロトコルおよび手段を選択することについて責任を負い、その危険を負担するものとします。IBM は、データを IBM に送信する (および IBM から受信する) ために使用される通信ソフトウェアがいずれであっても承認するものとします。「IBM SaaS」において、(一般的な通信事業者のデバイスまたは端末装置を使用した) お客様の装置と IBM の装置の接続が必要な場合には、お客様に提供される (および使用する) デバイスおよび装置は、IBM が承認するタイプでなければなりません。IBM は、「IBM SaaS」を提供するための IBM の装置、ソフトウェア、および通信事業者を選択する独占的かつ排他的な権利を有します。本書において別段の定めのない限り、お客様は、「IBM SaaS」にアクセスするための、適切なインターネット・サービスのアカウントおよび接続を取得する責任を負います。

9.2 お客様は、以下を行います (および、該当する場合は、お客様の「パートナー」に以下を要求します。)

- a. お客様のそれぞれのアプリケーション、ハードウェア (無許可アクセスを防止するための適切なファイアウォールの導入および保守が含まれます。)、**「メールボックス」**、および伝送について十分なセキュリティを確保し、これらの**「メールボックス」** および伝送を監視します。
- b. 処理上のエラーまたは障害、非準拠伝送、送受信の障害の場合、または**「メールボックス」** へアクセスできない場合には、IBM に通知します。
- c. お客様が、「IBM SaaS」環境において検査データを読み取り不可または解読不能にすることを求められる (または希望する) 場合には、データについてその正確性および完全性を検証し、データを暗号化します (**「IBM SaaS」** の一部として利用可能な場合、暗号化コンポーネントに申し込むことが含まれる場合があります)。
- d. 適切なデータ処理パラメーターおよび伝送パラメーターを設定します。
- e. データ、処理、および伝送のエラーを特定するための適切な予防措置が導入されていることを確認します。
- f. **「IBM SaaS」** で提供されるサービスの再実行のために必要な、すべてのデータ、ファイル、およびその他マテリアル (カード・ファイル、テープ・ファイル、ディスク・ファイル、およびプリンター出力など) を IBM が回復できるようにするために十分な、関連するデータ、ファイル、およびその他資料を保持します。
- g. お客様と IBM の間の接続を構築し、お客様と IBM 間の共同接続テストの際に IBM と協力します。
- h. **「IBM SaaS」** のコンポーネントについて「パートナー」リストの提供がお客様に求められる場合は、以下の情報を提供します。
 - (1) パートナーの名称および住所
 - (2) 連絡担当者の氏名および電話番号
 - (3) ファックス番号 (ある場合)
 - (4) 電子メールアドレス
- i. **「IBM SaaS」** のテスト期間、および**「IBM SaaS」** への移行、転換に関わる間、事業の継続を維持し、「パートナー」コミュニティに見込みを伝えます。

- j. 合理的な範囲の要求に応じて、システム、セキュリティー、および通信アーキテクチャーのダイアグラムを提供します。
- k. IBM の合理的な要求に応じて、お客様のスタッフが支援を提供できるようにします。

9.3 IBM は、以下について責任を負いません。

- a. お客様または第三者の装置またはソフトウェアのエラーや障害。
- b. お客様または第三者が、お客様に対して (またはお客様により) 伝送された連絡に基づいて行動しなかったこと。
- c. お客様の「パートナー」の信用度または実績。
- d. お客様またはお客様の「パートナー」により不適切に伝送されたデータ。
- e. IBM が「本契約」のいずれかの部分を解約した場合、逆方向の移行サービスの提供。

第 2 章 – 各国固有の条件

以下の条項は、第 1 章で示された条項に代わる、または第 1 章で示された条項を変更します。本章で変更のない限り、第 1 章の条項は何ら変更なく有効に存続するものとします。第 2 章は「ご利用条件」の変更から成り、以下で構成されます。

- アメリカ大陸の国々での変更
- アジア太平洋の国々での変更
- ヨーロッパ、中東およびアフリカの国々での変更

アメリカ大陸の国々での変更

ベリーズ、コスタリカ、ドミニカ共和国、エルサルバドル、ハイチ、ホンジュラス、グアテマラ、ニカラグアおよびパナマ

7.1 「サブスクリプション期間」の自動更新

「IBM が有効期間満了日までにお客様から当該許可を受領していない場合、」 で始まる段落を以下の文章に置き替えます。

IBM は、以下の場合には、追加支払いにより、満了する「IBM SaaS」の「サブスクリプション期間」を、同じ価格および請求頻度により 1 年間更新します。IBM またはお客様のリセラーが、(1) 現行の「サブスクリプション期間」の満了前に、お客様から更新の注文(注文書、注文状、発注書など)を受領したか、または(2)「IBM SaaS」の次期の請求書をお客様が受領後 30 日以内にお客様により支払われた料金を受領した場合。

アルゼンチン、ブラジル、チリ、コロンビア、エクアドル、メキシコ、ペルー、ウルグアイ、ベネズエラ

7.1 「サブスクリプション期間」の自動更新

「公共部門調達法令」の適用を受ける「公共機関」には適用されません。

ブラジル

7.1 「サブスクリプション期間」の自動更新

以下の文章を、第 2 段落の後に追加します。

「取引文書」では、更新期間について適用される価格およびその他情報を記載したお客様に対する書面による連絡手順を記載します。

アメリカ合衆国

7.1 「サブスクリプション期間」の自動更新

7.1 「サブスクリプション期間」の自動更新の「IBM が有効期間満了日までにお客様から当該許可を受領していない場合、」で始まる段落の最後に、以下の文章を追加します。

初回の「サブスクリプション期間」の終了後は、お客様の満了する「IBM SaaS サブスクリプション期間」を更新する旨の、お客様の書面による承諾(注文書、注文状、発注書など)を IBM が受領していない場合、お客様は、場合に応じて、IBM に対して直接、またはお客様担当の IBM リセラーを介して 1 か月前に書面で通知することにより、随時「IBM SaaS」を解約することができます。かかる場合、お客様は、按分計算された返金を受け取ることができます。

アジア太平洋の国々での変更

バングラデシュ、ブータンおよびネパール

7.1 「サブスクリプション期間」の自動更新

7.1 「サブスクリプション期間」の自動更新の「**IBM が有効期間満了日までにお客様から当該許可を受領していない場合、**」で始まる段落を以下の文章に置き替えます。

IBM は、以下の場合には、追加支払いにより、満了する「IBM SaaS」の「サブスクリプション期間」を、同じ価格および請求頻度により 1 年間更新します。IBM またはお客様のリセラーが、(1) 現行の「サブスクリプション期間」の満了前に、お客様から更新の注文(注文書、注文状、発注書など)を受領したか、または(2)「IBM SaaS」の次期の請求書をお客様が受領後 30 日以内にお客様により支払われた料金を受領した場合。

ヨーロッパ、中東およびアフリカ (EMEA) の国々での変更

バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビアおよびアラブ首長国連邦

7.1 「サブスクリプション期間」の自動更新

7.1 「サブスクリプション期間」の自動更新の「**IBM が有効期間満了日までにお客様から当該許可を受領していない場合、**」で始まる段落を以下の文章に置き替えます。

IBM は、以下の場合には、追加支払いにより、満了する「IBM SaaS」の「サブスクリプション期間」を、同じ価格および請求頻度により 1 年間更新します。IBM またはお客様のリセラーが、(1) 現行の「サブスクリプション期間」の満了前に、お客様から更新の注文(注文書、注文状、発注書など)を受領したか、または(2)「IBM SaaS」の次期の請求書をお客様が受領後 30 日以内にお客様により支払われた料金を受領した場合。

別紙 A

IBM SaaS 概要

IBM Sterling B2B Services – File Transfer Service (以下、「IBM SaaS」といいます。)は、クラウドベースの B2B の SaaS (Software-as-a-Service) ソリューションで、これによりお客様は、お客様の「パートナー」コミュニティーにファイルを伝送するための、安全で信頼性の高い単一の接続を管理することができます。使用可能な「IBM SaaS」コンポーネントのリストは以下のとおりです。お客様は、「取引文書」もしくは(「ご利用条件」に定められる)別個の作業指示書に基づいて、または(「ご利用条件」に定められる)オンデマンド・サービスもしくはリモート・サービスとして、サブスクライブした「IBM SaaS」コンポーネントのみを受け取る資格があります。

1. 基本的な「IBM SaaS」

1.1 移送

- a. IBM Sterling B2B Services – File Transfer Service は、お客様の「パートナー」から選択されたコミュニティーに対して、大容量の「ファイル」のマシン間での転送を提供します。
- b. IBM Sterling B2B Services – File Transfer Service – Processing は、「IBM SaaS」を通じて処理される「ギガバイト」の総量(月単位で計測)で構成されます。

1.2 サポート・サービス

- a. IBM Sterling B2B Services – File Transfer Service – Partner Support は、「パートナー」へのサポートの提供で構成されます。これには、「ファイル転送サービス」に関する「パートナー」の問い合わせに応じること、および、「ファイル転送サービス」の障害の解決をお客様と調整することを意図して、かかる障害に対する責任の範囲を判断することが含まれます。IBM は、電子メールまたは電話を通じて、「パートナー」をサポートします。このレベルのサポートは、第 12 条に定める標準サポートに追加されるものです。

1.3 データの保存

- a. IBM Sterling B2B Services – File Transfer Service – Extended Data Retention は、所定の延長期間にわたって保存する「ギガバイト」で構成されます。データ量は、その月の末日に計測されます。

1.4 その他

- a. IBM Sterling B2B Services – File Transfer Service – File Compression は、zip フォーマットで圧縮された「ファイル」の解凍で構成されます。次に、場合に応じて、お客様または「パートナー」のいずれかに転送するか、または圧縮されていない「ファイル」を、zip フォーマットに圧縮します。次に、場合に応じて、お客様または「パートナー」のいずれかに転送します。
- b. IBM Sterling B2B Services – File Transfer Service – File Encryption は、PGP によって暗号化された「ファイル」の復号化と、お客様または「パートナー」への場合に応じた転送から構成されます。あるいは、暗号化されていない「ファイル」の PGP による暗号化と、その後のお客様または「パートナー」への場合に応じた転送から構成されます。

2. セットアップ・サービス

- a. IBM Sterling B2B Services – File Transfer Service – Partner Set-up は、IBM がサポートするプロトコルのいずれかにより、「IBM SaaS」上にパートナーとの接続を確立することで構成されます。お客様は、「パートナー」のリストを IBM に提供するものとします。

IBM の責任:

- お客様が「IBM SaaS」を使用した取引の相手として希望する「パートナー」のリストを取得するために、お客様に連絡を取ります。
- 役割と責任の定義が含まれるプロジェクト計画を策定し、実装を完了するための導入スケジュールを立てます。

- 接続を確立するのに必要な情報を収集するため、お客様に代わって、お客様の「パートナー」にアンケートを送信します。IBM が連絡を取ることができなかった「パートナー」については、お客様に照会します。その場合、お客様は当該「パートナー」の設定が可能になるように、「パートナー」に連絡を取り、アンケートの記入を完成する責任を負います。
- お客様の各「パートナー」と連絡を取るために、電子メール、ファックス、または電話により、連絡を2回試みます。かかる連絡行為が失敗に終わった場合、または「パートナー」からの返答がない場合には、適法性を確保するために、1回のフォローアップ・コールが行われます。
- 各「パートナー」について、テストは4回を超えてはなりません。「IBM SaaS」に関連する一般的な問題を解決するために取り組みます。
- 必要な場合は、お客様に代わって AS2 証明書を作成します。
- 必要な場合は、お客様に代わって AS2 名を作成します。
- お客様が提供するドメインに、IP アドレスを割り当てます。